

16世紀後半、リヴァリ・カンパニーの 慈善団体への変容

Transformation of the London Livery Companies
During the Later 16th Century

出 羽 秀 明

Hideaki Dewa

(1) はじめに

これまで、London のクラフト・ギルドの結成から16世紀に至るまでの間、そのフラタニティ的団体から経済的規制をその主たる活動とする団体へ転換するなかで、一貫してギルドの宗教・社会的機能が重要な地位を占めていたことを、その規約などから明らかにしてきた。

16世紀は London のリヴァリ・カンパニーの歴史において極めて波乱に富んだ世紀であった。16世紀には貿易や商業の London への集中が著しく進んだ。16世紀を通じてイングランドの輸出貿易の大半を占めた毛織物の London からの輸出量は、Henry VII 世の治世の最後の 6 年間にイングランドの総輸出量の 60%，Henry VIII 世の治世の最後の 7 年間には 88% を占めるまでに至った。そして Elizabeth の時代にもこの優勢は続き、1559年から1563年の間にも同じ割合を占めた¹⁾。

こうした経済発展は、London の人口の増加と世紀後半の貧しい手工業者の定住による London 郊外の著しい発展を招いた。London の人口は、16世紀半ばの 7 万人から、17世紀初頭には 3 倍の 20 万人に、17世紀半ばには 40 万人にも増大した。貿易と商業の集中は、リヴァリ・カンパニーの規制力を弛緩させ、人口の増加はカンパニーの職業の多様化を促し、その統制力を弱体化させた。増加人口の多くは地方からの流入によるもので、彼らはカンパニーに所属して営業権を確保し、リバティの周辺の外教区 Out-Parishes に住んだ²⁾。

この時期、国王への権力集中が推し進められ、カンパニーの諸権限に統制が加えられた。その主柱となったのは、ギルドの規約承認権、及び裁判権を国王の統制下に置くことを目的とした 1503-4 年の法令であった。その序文には、「1437 年の法令が満期となり、王国の各地に居

住するギルド、フラタニティ、及び他の法人カンパニーの組合長、監事、及び成員は、しばしば諸国王の特許状や開封勅許状によって、彼らに付与され、追認された規則及び守則を口実に、商品の価格におけると同様、その他の事においても、多くの不法で不条理な規約を勝手に制定して、彼らのみの利益を図り、又人々を傷つけ損害を与えた。」と記され、「クラフト、又はミステリー、又はそれらのいかなるものの組合長、監事、及び成員、もしくはギルド、及びフラタニティのいかなる支配者も、いかなる規約又は布告をも制定、執行しようとしてはならない。…但し、大法官 Chancellor、財務府長官 Treasurer、及びいずれかの裁判所の首席判事 Chief Justices of either Bench、(王座裁判所首席裁判官、民訴裁判所首席裁判官) 又は以上の彼ら三名によって、或は……諸州を巡回中の巡回裁判官 Justices of Assize によって審査され承認された場合はこの限りにない。」こと、及び「上述の諸団体のいかなる者も、救済を得るために国王、もしくはいずれかの国王の裁判所 the Kings Highnesse or to eny of his Courtes に提訴しようとするいかなる者、いかなる人々を阻止するためのいかなる規約をも作成してはならない。」ことが規定された³⁾。

本報は、こうした経済的、政治的変革のなかで、16世紀を経過する間に London のリヴァリ・カンパニーがフラタニティとしての宗教的性格、さらにはその同職組合としての権力的性格をも喪失して、慈善団体化する過程を描き出すことを目的としている。

- 1) Ramsay, P., Overseas Trade in the Reign of Henry VII: the evidence of Customs Accounts. Ec.H.R., 2nd ser., vol. VI, p. 179. n. 7. Willian, T.S., The Inland Trade, Studies in English Internal Trade in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, p. 66. Manchester, 1976.
- 2) Johnson, A.H., The History of the Worshipful Company of the Drapers of London. vol. III, pp. 108-113, 174, 176-183. Oxford, 1915.
- 3) Statutes of the Realm, II, pp. 652-3. 1437年の法令は、同じくギルドの統制を意図したものであったが、ギルドの統制機関を州の治安判事ないし都市の長などの地方機関に置いた。E.Lipson, The Economic History of England, vol. I, p. 418. Lipson は、1504年の法令は、ギルドの価格決定権、裁判権を制限することには失敗したとして、法令通過後に鉄物工ギルドが引き続き価格を決定したことをあげている。Lipson, op. cit., p. 421. Kramer は、この法令がそのまま遵守されたかは疑わしいとしている。Kramer, S., The English Craft Gilds and the Government, 1905, pp. 65-6.

(2) 宗教的活動

これまで明らかにしてきたように、フラタニティに起源を持つ多くのクラフト・ギルドでは、宗教的機能を果たすことがその活動の主たる目的であった。定期集会での酒宴は、宗教的目的のための基金を募る機会であった。施与による貧しい成員の救済は、慈悲の行為として自らの

靈魂の安寧を得られるものとされ、救済を受けた者もその報いとして、施与者の靈魂のために祈りを捧げることを期待された。また、諸ギルドの規約に定められた祭壇の燈明、司祭や年忌の維持、葬儀への出席義務はカンパニーの宗教的特質を示すものであった¹⁾。

カンパニーは、こうした宗教的活動に地代などを充ててきた。16世紀半ばまでに、カンパニーの財産は成員の土地・現金などの贈与によってかなり増大していた。多くの成員が土地・家屋敷の購入を託し、またはその不動産から得られる収益を宗教・慈善的活動のために使うことを目的として現金や不動産を遺した。絹物商カンパニーでは、1516年に Richard Haddon によって現金 £200 と家屋敷、庭園、3件の家屋の相続権が遺贈された。洋服仕立商カンパニーでは、1527年に St. Martin in the Vintry 教区の36件の家屋敷をはじめ、60の私室、68の地下貯蔵室、2つの庭園、及び波止場とクレーンをカンパニー自身の然るべき使用に遺贈した Thomas Speight, John Percyvale らによる、毛織物商カンパニーでは、1513年に All Hallows de Honylane, St. Mary Wolchirche, St. Margaret de Briggstrete 教区の家屋敷を遺贈した William Calley らによる、小間物商カンパニーでは、1525年に St. Swithun, St. Mary Wolnothe 教区の15件の家屋敷を遺贈した John Harselar らによる、金細工師カンパニーでは、1512年に Oldefishestrete 近くの St. Mary Magdalen 教区の家屋敷や他の土地、家屋敷を遺贈した Henry Coote らによる、魚商カンパニーでは、1501年に布張り場付き家屋敷や他の家屋を遺贈した Richard knyght, Thomas Kneseworth らによる不動産の贈与があった²⁾。

これら遺贈された不動産から得られた収益は、「迷信的出費」として知られるようになった寄進礼拝堂、又は死者の靈魂のためのミサ、年忌、司祭、小蠟燭や教会で燃やす松明、鳴鐘の維持、及び慈善的費用に供された³⁾。

中世後半から多く見られるようになった寄進礼拝堂 Chantry の建立も靈魂の安寧を得ることを期待したからであった。成員は聖祭を行うための聖堂を教区教会内に設立し、自身の記念祈祷に際して一定の時期にミサを行う司祭を維持するための土地財産をカンパニーに委託した。毛織物商の William Crowmere は、1431年3月9日付け遺書で、妻が埋葬された St. Martin Orgar 教会に埋葬すべきことを記した後、その教会の牧師とその後継者に、彼、妻、その他の縁者の靈魂の安寧のため、その教会の寄進礼拝堂の維持を託して、すべての土地・家屋敷などをカンパニーに遺贈した。また、塩商の Thomas Beaumont は1452年に、彼、妻ら、友人、両親、及び彼の死後7年以内に Oxford 大学に於いて死んだ信仰の厚い人々の靈魂の安寧のために寄進礼拝堂の維持、そして寄進礼拝堂の司祭は年に1回 Watlyngton 村に行き、そこで前述の人々の靈魂のためにミサをあげるべきことを課して、「Bredstrete の All Hallows 教会における Corpus Cristi のフラタニティ、及びギルドの監事、及びその成員男女」に、All Hallows 教区の Bredstret の “le White Bull” と呼ばれる家屋敷、及び他の教区にある他の家屋敷と庭を遺贈した⁴⁾。これらの寄進礼拝堂に対し、しばしば少額の寄付が貧しい人々への施与の準備として付加された。この施与の寄贈の目的もまた靈魂の安寧であった。例えば、Vin-

try 区の市参事会員、及び London 市長を勤めた洋服仕立商の John Percyvale は、1502年 2 月 21 日付の遺書で、「Master, Wardens of Merchant Tailors of the Fraternity of St. John Baptist in the City of London and thire successors」に、彼、妻らの靈魂の安寧のために St. Mary Wolnoth 教会で仕える 2 人の寄進礼拝堂司祭の維持、及び供養の挙行、各種慈善への支払い、そして London の市収入役 Chamberlain にその供養への出席と上述の家屋敷の修理を監督することに対して 6s. 8d. の支払い、組合長、監事が毎年 St. Mary Wolnoth 教会の教区委員に礼拝用品などの修理費用として 6s. の支払い、そして前述の St. Mary 教区の貧しい教区民のために石炭の購入費として毎年 30s. を支出すべきこと、すべての費用の支払いの後、収益の残りをフラタニティの共同基金箱に保持すべきことを課して、St. Mary Wolnoth, St. Michael in Cornehull の教区にある 12 件の家屋敷を遺贈した⁵⁾。

ほとんどのカンパニーでは成員の供養、それを執り行う司祭を維持していた。毛皮商カンパニーでは少なくとも 15 件の供養、5 人の司祭が維持されていた。1537—8 年の会計帳簿には、司祭の Sir Robert Fox と、Aldermury 教区教会において Master Clyff Creek の靈魂のために祈りを捧げる司祭の Sir Richard Otley に俸給としてそれぞれ年 8Li., 6Li. 13s. 4d. の支払いや、Aldermury 教会における Master Uphavverynge の供養の維持など 11 件の供養、ミサへの支払いが記載されている⁶⁾。金細工師カンパニーは 25 件の供養、13 人余の司祭、2 つの燈明の維持に £100 を超える費用を充てていた。1521 年、金細工師カンパニーの「すべての供養の維持のために作成された規約」では、「監事は、幾つかの教区教会で、毎年 25 件の供養を開催、維持してきた。…監事、及びその後継者は、1 日に 2 件の供養を 2 カ所の教会で開催すべきこと。」とされた⁷⁾。1509 年 4 月 18 日に St. Thomas of Acons 教会で Edmund Shaa の供養が執り行われた。供養には 3 人の監事を含む 37 人が出席した⁸⁾。毛織物商カンパニーは 6 人の司祭、20 件の供養、1 つの燈明を、洋服仕立商カンパニーは 9 人の司祭、Hugh Can-dish, John Percival ら 20 件の供養、2 つの燈明を維持し、それに対してそれぞれ £57 29d. 6s., £92 43s. 9d. を充てていた。鉄器商カンパニーでは、John Gyva, Thomas Lewin ら 5 件の供養が維持されていた。1555 年の Thomas Lewin の遺書では、「Master, Wardens, and Company of the “mysterie or occupacion” of the Iremongers of the City of London」及びその後継者に、前述の家屋敷の相続権を、…St. Nicholas 教会において祈り、説教、その他のサービスを行う 1 人の司祭を維持すること、…また、指示したように小蠟燭、パン、エールなどに費し、彼の供養を挙行すべきことなどを課して遺贈した⁹⁾。カンパニーでは、1541 年に供養の 1 つを維持するために、教会の助任司祭に 1s., 2 人の助祭に 1s. 2d., 鐘鳴のため書記に 2s., 司祭らと書記らにダルジ Dirge とミサのために 1s. 4d., 堂守に 4d., 書記にミサのために 4s., 3 ガロンのガスコン・ワインに 4s., 3 ポンド Ib. の砂糖菓子に 2s., 3 ガロンのスイートワインに 3s., サフォーク産チーズに £1 7s., 2 バンバリー・チーズに 1s. 6d., 香辛料入りパンなどに 7s. 6d., 聖水に 3d., 容器の賃貸、装飾に £1 3d., 合計 £230s. 28d. を

費やした¹⁰⁾。

12大リヴァリ・カンパニーを除いた他の小規模カンパニーでも、ほとんどのカンパニーが供養を維持していた。大工カンパニーの組合長 Thomas Warham が死亡した翌年の1482年の会計簿には次の記載があった。「paide for ij obbites for Maister Warhm … xx^s」。この 20s. はカンパニーによって毎年支払われた¹¹⁾。

- 1) T. Smith は、「宗教的目的は単に付隨的なものと見做すべきである。」としている。これに対して W. J. Ashley は、「すべてでないにしても、ほとんどすべてのギルドが宗教的であり、また宗教的目的がそれらの第一の目的であった。…ギルドが構成された目的は靈的利益を得るためであった。」としている。Smith, T., English Gilds, pp. xxviii, xxix. Ashley, W. J., An Introduction to English Economic History and Theory, p. 137.
- 2) Calendar of Wills, Court of Hustings, London, A. D. 1258-1688, ed. by Sharp, R. R., pp. 642, 605, 625, 631, 638, 635, 637, 607-8, 619-10, 621, 630. London. 以後、Wills と略記。その他、剪毛工カンパニーでは、James Fynche らによって、食料品雑貨商カンパニーでは、John Billesdon, John Drayton らによって、皮革商カンパニーでは、Sir Henry Barton, John Barre (alias Markeley), Sir William Gregory, John Uphavering, John Cliff, John Draper ら、そして John Russell, Thomas Wall, Thomas Wauleys 他らによって不動産が遺贈された。Wills, pp. 614, 635, 636. ff.
- 3) Herbert, W., The History of the Twelve Great Livery Companies of London. Vol. II, pp. 444-448. New York, 1968.
- 4) Wills, pp. 535, 550-1.
- 5) ibid., p. 605.
- 6) Records of Skinners of London, ed. by J. J. Lambert, pp. 171-2. London, 1813.
- 7) Herbert, W., op. cit., vol. II, p. 206. p. 207 に1444年の供養の一覧がある。
- 8) ibid., II, p. 208.
- 9) Wills, pp. 662-4.
- 10) ibid., II, p. 589.
- 11) An Historical Account of the Worshipful Company of Carpenters of the City of London, ed. by Jupp, E. B., London, 1887. p. 28. 彼の遺書に「教区教会における彼の供養のために 20s. を」とある。Wills, pp. 583-4.

(3) 寄進礼拝堂没収令

Henry VIII 世と Edward VI 世による、1545年、及び47年の寄進礼拝堂没収令 Chantry Act は、カンパニーの慣習的な宗教活動に大きな変革をもたらし、その宗教的側面を奪って世俗化を促した。

1545年の Henry VIII 世の法令は、「カレッジ Colleges, 自由礼拝堂 Free-Chapels, 寄進礼拝堂 Chantries, 施療院 Hospitals, 友愛団体 Fraternities, 仲間 Brotherhoods, ギルド Gilds, 及び永久に永代金を有する有給司祭」に関するもので、これらの団体の財産の多くが甚だしく

濫用され、実際に解散されてきており、「カレッジ、寄進礼拝堂、フラタニティなどが概して正当に運営されず、貧者への施与、その他善良で高潔な、慈善的行為をされ得るという意図で創立されてきた団体が悪用された。」とし、国王は、それらを「より神聖で、かつ高潔な目的のために」用いるべく決心した旨を布告した。国王は土地、並びにすべてのそういう団体の保有物などの財産を、国王の手に没収する権限を持つ委員を任命し、慈善、及び供養のリストを含む帳簿の提出をカンパニーに求めた。この時に洋服仕立商カンパニーになされた調査・報告は、1545-6年の帳簿における、「寄進礼拝堂の証明書を作成するために指名された者への飲・食物に40s.」、「Robert Christopherに帳簿の筆写の労苦に対して40s.」、「委員会に帳簿を交付する際に‘Mermaid Tavern’での食事代に8d.」などの支出の記載によって裏づけられる。報告書は国王によって直ちに受け入れられ、同年の帳簿には、「某かの金額を国王に支払う。それは、Sir Stephen Jenyns, Master Percival, Master Actonによって年忌を維持するため、そしてカンパニーによって分配されるべく、このミステリーに遺贈された。すべてこれらは消滅した。そして今や、52s. 10d. の滞納金を国王に支払わざるを得ない。」ことが記載された。この金額は、かつてフランシスコ会修道士団に關係していた供養、または葬儀のミサの支払金で、その僧団が解散された時に国王に移管されるべきものであった¹⁾。

この法令によるこうした少額な取り立てはあったが、Henry VIII世の死により全体には実施されなかった。

Edward VI世はこの法令を引き継ぎ、1547年の法令、「An Act whereby certain Chanceries, Colleges, Free Chapels, and the Possessions of the same be given to the King's Majesty」を定めた²⁾。法令の前文はHenry VIII世のものの繰り返しで、「死者のためになさるべき贖罪のミサは迷信に導き、人々をして救靈の眞の教義に対して無知ならしめた。また、そういう目的のために擧げられた収入は文法学校の設立、大学の拡張、貧者や困窮者へのよりよい設備に投げる方がよい。」というものであった。条例では「全てのカレッジ、自由礼拝堂、寄進礼拝堂は、それらの所有する土地、保有物、地代・年金収入などとともに、現国王の眞の占有であり、所有たるべきこと。」「その他のすべての団体、即ち土地、その他が年忌（ミサ）又は供養、その他同様の目的の維持に、又はいかなる教会や礼拝堂のいかなる燈明の維持などのためにその収入の全てが充てられてきた土地、保有物、地代、相続財産は、国王に帰属する。」、「司祭の維持のために一定期間当てられることになっていた土地や年金・地代などの収入は、その残余期間、国王に帰属する。」「その収入の全てが、年忌、供養、教会や礼拝堂の燈明の維持に充てられてきた土地、保有物、地代、相続財産は国王に帰属する。」、「全ての法人団体、ギルド、フラタニティ、カンパニー、仲間、同職組合、クラフト・ギルドが司祭、供養、年忌、燈明・光明、その他の維持・扶持に充ててきたすべての金額は、賃料 Rent Chargeとして国王に移管されることとなる。」「全ての法人団体、ギルド、フラタニティ、カンパニー、仲間、同職組合、クラフト・ギルド以外のすべてのフラタニティ、仲間、ギルドは国王に帰属し、そ

れらに属するすべての土地、保有物、及び他の相続財産は国王の事実上・現実の所有にあると判断し、見なされる。」ことなどが定められた。この目的のために委員が任命され、フラタニティ、ギルド、カンパニー、同職組合、クラフト・ギルド等の土地財産、及びどの地代が、又はどの金額が司祭、年忌、供養、燈明の維持などの『迷信的出費』に充てられてきたかについて調査された。その報告はカンパニーのホールで、市長の出席のもと、カンパニーの費用でディナーが開催され、委員会に手渡された。洋服仕立商カンパニーの1547-8年の帳簿には、「ロンドン市の記録係 Mr. Brooke に、どれだけの司祭、年忌、光明や燈明がカンパニーによって設立、維持されたか、そしてどれだけの土地と他のものがそれらの維持のために与えられたか、そしてどれくらいの間継続したかに関する帳簿を作成するために助言を受けたことに対して 13s. 4d.」の支払いの記載があった。同年の毛皮商カンパニーの帳簿にも「国王の委員会のために提供したディナーの費用」として、£8 10s. 11d. の支払いが見られている。洋服仕立商カンパニーでは、全体で年価値 £440 13s. 10d. にのぼる29件の世襲財産を所有していた。そのうちミサ、年忌など『迷信的出費』として国王に納入すべき金額は £98 11s. 6d. とされ、カンパニーがこれらの支払いの買戻しを求められるまで半年毎に支払われた³⁾。毛織物商カンパニーの宗教的出費は、6人の司祭の維持に £37、18件の供養に £20 16s. 2d.、燈明の維持に 13s. 4d. で、その基盤となった不動産の年価値は £183 15s. で、国王に納入すべき金額、宗教的出費に免役地代を加えた額は（不動産にもとづかない納入額 £4 3s. を含み、） £74 11s. 6d. であった。不動産の年価値のうち、国王納入に充てられない部分は £113 6d. 6d. であった。大工カンパニーは国王に毎年賃料として 8s. を支払うことになった。この支払いは1549年まで続けられた⁴⁾。

これによって、£1,000 にのぼる賃料が全カンパニーから没収され、国王納入に振り返られた。カンパニーにとって、「従来のように、何人かの司祭に、また幾つかの教区にいくつもの支払いをする代わりに、今後は確認され、決定された金額の支払を国王になされなければならなくなつた。」とも言えた⁵⁾。

この法令によるカンパニーの宗教的因素の変化は、毛皮商カンパニーにおける飾彩記録簿の見出しが、それまでの「the Bretherne and Susterne of the Fraternity of Corpus Christi of the Craft of Skynner of London」から、1548年の「the master and Wardens of the Fellowship of Corpus Christi of the Skynnars of London」に変わったことに見いだされた。フラタニティの宗教的因素の抑制・禁止・削除が完全であったことは、1552-4年の帳簿からも明らかにされる。祭壇、ミサ本、トーチ、祭服が売られ、Sir Andrew Judde に売った大衣着、聖餐台布2枚、ダマスク織りの法衣1着の代金として 6Li., 20本のトーチの代金として 46s. 8d., Sir Richard Dobbes に売った金箔の聖遺物容器 shrine の代金として 20s. などが記載された⁶⁾。

小間物商カンパニーの1505年の規約には、教会への出席義務、葬儀参列への義務、ミサを捧

げ、ディナーの開催が定められていた。1567年の規約ではミサに関する規定はみられなくなつたが、1547年の法令にもかかわらず、ディナーの開催、葬儀への参列義務、書記・ビードルが葬儀に際して行う義務などが明記され、依然としてフラタニティ的性格が残存していた。しかし、1628年の規約では葬儀への参列のみが定められたにすぎず、1675年にはそれもなくなり、宗教的機能は全く消滅し、世俗化した。また、織布工カンパニーの1577年の規約では、53項目のなかで3項目のみがフラタニティの規約であった。それらは、リヴァリはベイリフ、監事の宣誓の日に教会に集まり、説教を聞くべきこと、リヴァリの死去に際して、全てのリヴァリは妻と共に埋葬に参列すべきこと、全てのリヴァリはベイリフの指定するディナーに出席することなど、いずれもリヴァリに関するもののみであった。しかし、こうした規定も1596年には全く姿を消した⁷⁾。洋服仕立商カンパニーの1507年の成員に関する規約に定められた、成員男女の埋葬への出席義務と罰金規定、たまたま生じた時に国王・王妃の法要の維持とミサで1d.の提供と罰金規定、さらにビードルに関する規約での葬儀への全成員への通知義務の規定は、1613年の規約からは削除された。1613年の補佐役会での組合長と監事に関する規約での St. Martin Outwich の聖職禄への推薦のみが唯一の宗教的活動に関する規定として残された⁸⁾。

遺書にも、宗教改革の後には供養や司祭、寄進礼拝堂への言及はほとんどなくなった。1555年付けの鉄器商 Thomas Lewen の遺書は、そういった面では例外で、St. Nicholas 教会において、説教、祈祷、その他のサービスを遂行するため、年俸 10Li. で1人のミサ司祭を維持することを課して、カンパニーの組合長と監事に Bread 通りの St. Nicholas Olave 教区の家屋敷、及び同教区の14件の家屋敷の相続権を与えた。そして、「組合長と監事はさらにイングランド国内の托鉢修道士に年 £5 を支払うこと。彼らはまた彼の年忌供養を挙行すべきこと。そして小蠟燭、パン、エールなどに某かのお金を費やすべきこと。」などが記された⁹⁾。同様に、洋服仕立商 Thomas Thomlynson の1567年付けの遺書でも、供養のための寄贈が記された¹⁰⁾。しかし、多くの遺書において宗教的な活動への言及は、例えば、1565年に金細工師 Mertin Bowes が、彼の埋葬の日のホールでのディナーへの支払いに £13 6s. 8d. を遺し、魚商 Thomas Ware が、1591年に、彼の埋葬の日に集会室で開かれるディナーの費用に £6 をカンパニーに遺したように、埋葬の宴会費用への賄いが見られるのみであった¹¹⁾。

この法令によって、カンパニーの収入の中で司祭、供養、燈明の維持など、宗教上の目的に充てられていた費用が国王に帰属させられることになり、カンパニーは宗教的活動の多くを失うことになった。それは成員の共同体的意識を後退させ、世俗的な団体としての性格を強めることになった。

1) Early History of the Merchant Taylor's Company, ed. C.M. Clode, pt. i, pp. 142-3. 1888.
London.

2) English Economic History, pp. 286-291. Statutes of the Realm, vol. IV, part I, pp. 24-33.

3) Clode, C. M., op. cit., pt. i, p. 145. この時、FitzWilliam の年忌は除外された。

- 4) 後に諸カンパニーは、彼らの基金から没収された不動産を買い戻した。買戻しは、翌年に政府が財政困難に陥り、寄進礼拝堂所属地を売却することを決定したことによって行われた。ロンドンの諸カンパニーは、その賃料を £ 10,000 を支払うことによって買戻すことを求められ、その金額を捻出するために所有地を売却した。魚商カンパニーは、£95 1s. 4d. の賃料を得るために £113 9s. 4d. の賃料をあげ得る不動産を売却した。最終的にロンドンの諸カンパニーは、政府に £18,744 11s. 2d. を支払った。Ashrey, W. J., op. cit., p. 154. Herbert, W., op. cit., vol. I, p. 115. 紬物商カンパニーは、奪われていた不動産を買い戻すため、ほぼ £4,000 を支払った。大工カンパニーは、1549年に 8Li. を支払って賃料を買い戻した。残りの 12s. は St. Denes 教区と St. Andrewes の貧者に支払われ続けた。Jupp, E.B., op. cit. p. 28.
- 5) Clode, C.M., op. cit., pt. i, pp. 144-5.
- 6) Lambert, J.J., op. cit., pp. 174-5.
- 7) Consitt, F., The London Weavers' Company. pp. 300-1, Oxford, 1933.
- 8) Clode, C.M., op. cit., pp. 351-6. Appendix, 7. Herbert, W., op. cit., vol. II, pp. 416-7.
- 9) Wills, pp. 662-4. Herbert, W., op. cit., vol. II, p. 615.
- 10) Wills, p. 684-5.
- 11) ibid., pp. 94-6, 697-8, 720-1.

(4) 慈善的活動

宗教改革はリヴァリ・カンパニーに新たな方向、変化を与えた。法令は社会的、慈善的目的に費やした収入は没収しなかったので、後にカンパニーが担うことになる慈善的活動が、より重要性を持つものになった。カンパニーの成員は専ら職業に専念する傍ら、Elizabeth の治世にはそれまでよりはるかに多くの喜捨をなした。多くの成員はその慈善心から、不動産や現金などの財産をカンパニーに遺贈した。これらによる慈善は多様であった。

毛織物商の Thomas Russell は、1593年 7月 7日付け遺書で、「各地の施療院、監獄に、多くの個人と同様に遺贈する。… Staffodshire の Barton under Needwood に学校を建設するために £50 を遺贈する。カンパニーの組合長、監事に £13 6s. 8d. を彼の葬儀の日のディナーに費やすべく、金箔で覆われたカップと共に遺す。また、ミステリーの 4人の若者に、書記への保証金を除き、その利用のためいかなる支払いをすることなしに、それぞれ £50 づつを 3 年間貸与すべく総額 £200 を遺す。また、組合長と監事に年 £19 13s. 4d. を、13人のミステリーの貧しい成員にそれぞれ月 2s. 6d. の支払いを課して、不履行の場合には Christ, Brydewell, St.Thomas 各施療院の総裁に同じ条件での支払いを課して、the White horse として知られる家屋敷、Birchen Lane の大倉庫、St.Edmund the King 教区教会の庭の一部、All Hallows Barking 教区の Tower 通りの家屋敷を遺す。そして、Richard Thomas に Staffordshire の幾つかの教区の貧者にパンを分配すべく、教区委員に年 52s. の支払いを課して家屋敷を遺す。…また、カンパニーの組合長、監事に、その地代から Lumberd 通りの St.Edmund the King 教区の貧者に 2loads の石炭を分配するべく、St. Mary Somerset 教区の Thames

通りの家屋敷を遺す。余剰があつたら、それは Beech Lane のカンパニーに所属する救貧院の貧しい被収容者に与える。」と記した¹⁾。ここにみられるように、宗教改革以後の遺書には救貧院や施療院の支援、監獄の囚人、困窮成員、教区貧民への年金、石炭、パン、衣服の施与、貧しい若者成員への資本の貸与、貧しい学生への奨学金の供与など様々な慈善を意図しての財産の遺贈が記された。

カンパニーが救貧院を維持する慣行は、宗教的ギルドに始まり、クラフト・ギルドにおよび、15世紀以降食料品雑貨商、絹物商、ぶどう酒商、洋服仕立商カンパニーら諸カンパニーが貧しい成員のために建設、所有・維持した。その援助のために多くの成員が財産を遺した。洋服仕立商カンパニーの救貧院は、1432年に Thomas Sutton が諸目的で土地を遺贈したことに始まり、1588年にはリヴァリと成員の貧しい寡婦の受入れのため救貧院の設立を決めた。そして、1593年に 7 軒の救貧院がカンパニーが所有する Tower Hill の土地に 436Li. 16s. 1d. をかけて建設され、14人の寡婦の収容施設に充てられた。14人には夫々週 16d. が支払われた²⁾。1446年に Guy Shuldharn によって遺贈されたぶどう酒商カンパニーの救貧院には、組合長と監事によって指名された13人のクラフトの貧しい男・女が家賃なしで住み、年 4s. 4d. ないし週 1d. を支給されていた³⁾。16世紀後半 James Staveley, Stephen Skidmore, Thomas Walker らが、その人々のために家屋や土地を遺贈した⁴⁾。1558年に毛皮商の Andrew Judde は、Bishopsgate 通りの St. Helen の所有地内に彼が設立した救貧院 (St. Helen's Almshouse, or Sir Andrew Judde's Almshouse) に住む 6 人の貧しい収容者に夫々週 8d. の支払い、及び 25s. 4d. の価値の石炭を毎年彼らに分配することを託して家屋敷を遺贈した⁵⁾。この救貧院は 6 世帯分の住居から構成され、カンパニーから指名された 6 人の年老いた成員が住んだ。1562—3 年の毛皮商カンパニーの会計簿には、「“St. Ellyns” の 6 人に週 8d., 1 年間 10Li. 8s., 同じく石炭の分配として年間 25s., 救貧院のタイルの張り替え修理のため 2 人のタイル工に 8 日間の手間賃に 18s. 8d.」の支払いが記載されていた⁶⁾。年金は 1592 年付けの Alice Smith の遺書により、年 10Li. 8s. が追加寄付された。カンパニーの貧者に支給された年金は、受給者の死亡によって取消され、寡婦はその夫が年金を受け取っていた場合のみ、再婚しない限りにおいてその年金を支給された。

金細工師カンパニーの救貧院は、Sir Martin Bowes が 1560 年付けの遺書で、Kent の Woolwoch にある彼の 5 軒の家屋敷、及び付随する庭を指名した 24 人に付与したものであつた⁷⁾。絹物商 Sir Richard Whittington は、その遺書でロンドンの彼の家屋敷をすべて売却し、その収益を各種の慈善事業に分配すべきことを指示した。遺言執行人は、Whittington College と呼ばれた司祭のカレッジ、及び St. Michael Paternoster の旧教会に付隨して、“poor, feeble men of the craft of the mercerie” に優先権を与えた 13 人の貧しい人々のための救貧院を創設した。また、王立取引所を建設した Sir Thomas Gresham は、そこを何軒かの救貧院にすべく Bishopsgate 通りの家屋敷を、1575 年には、St. Peter 教区の 8 軒の救貧院の収容

者に毎年分配するべく £53 6s. 8d. を遺した⁸⁾。1521年に Sir John Milborne によって建設された救貧院を所有していた毛織物商カンパニーは、1590年に Beech Lane の救貧院を £172 をこえる費用をかけて再建した。この救貧院には何人かの成員がその修理や増築、又は年金受給者への心付けにお金を遺した⁹⁾。

具足師 armorer や塩商カンパニーも救貧院を所有していた。John Rychemonde は、1559 年付けの遺書で不動産をカンパニーに遺贈し、遺贈した10軒の小さい家に10人の貧しい成員男・女を住まわせ、夫々に年 8s. を支払うことを託した。カンパニーは Bishopsgate 通りの Britannia Place においてカンパニーに所属する他の救貧院に加えて、これら10人の貧者の受け入れのために救貧院を提供した¹⁰⁾。塩商の Ambrose Nicholas は、1578年に、12軒の小家屋を12人の貧しい塩商の男女を優先してその居住を援助するため、また Bread 通りの All Hallows 教区のホールで週 7d. をそれらの人々に支払うことを意図して、カンパニーに土地・家屋敷を遺贈した¹¹⁾。また、金物商の Thomas Lewen は、St.Nicholas の教会境内に設立を意図した4つの家にカンパニーの4人の正直な、無能力の老衰した貧者を家賃なしで住まわせ、年4回4人にそれぞれ 20d. を支払うことなどを課して、Bread 通りの St. Nicholas Olave 教区の15件の家屋敷をカンパニーに遺贈した¹²⁾。その他、蝋燭工の Richard Hastings や桶屋 cowper の Richard Starre らによる救貧院への多くの遺贈があった¹³⁾。

施療院 Hospital は、すでに13・4世紀に建設されており、1247年にロンドンのシェリフの一人であった Simon Fitzmary は、Bethlem と呼ばれた St. Mary 施療院を、1367年に魚商の John Lofken は Kingston upon Thames に Magdalen と呼ばれる施療院を建設していた。この時代、施療院と救貧院、カレッジ College は厳密に区別された用語ではなく、例えば1575年に William Lambard によって東 Greenwich の貧者のために設立され、'Queen Elizabeth's College' の名を受けた施設は20人の貧しい男女の年金受給者が収容された 'Hospital' であった。年金受給者はその右肩にバッジを付け、労働力を提供した。彼らは監事の許可なしに外出すること、物乞いすること、酒場に入り浸ること、罵ることなどを禁止され、違反した場合には料金を課され、度重なる場合には追放された。St.Mary, St.Thomas, Bridewell, St.Barthoromew 施療院などを維持するための遺贈も多かった¹⁴⁾。1548年に毛織物商の Jasper Alleyn は、Henry VIII 世により設立された St.Barthoromew 施療院に現金、衣服、石炭などを遺贈した。Christ's Hospital に保護されている貧しい子供たちの救済には、パン屋の Thomas Clayton、魚商の Thomas Jenyns らによる現金や地代の遺贈があった。Christ's Hospital には小間物商の Richard Crymes、洋服仕立商の Thomas Rowe、毛織物商の Thomas Russel らが、St.Thomas Hospital と共に寄贈した¹⁵⁾。

こうした救貧院や施療院への援助の他、それが所属するカンパニーの組合長、監事に、教区の貧民への現金や石炭、パン、衣類などの分配を託して財産を遺贈したし、また、おそらく自分の住む教区教会の教区委員らにそれを託して財産を遺贈した。ぶどう酒商の Stephen

Skidmore は、1584年の遺書で、「カンパニーが毎年、永久に London の Colemanstreet の St.Stephen, St.Mary at Hill など19の教区の貧者に、そしてカンパニーの貧者に支払うこと、アイルランドの Cork 市の市長に毎年、永久に 20Li. を50才になる10人の貧しい人々に与えること、そして残りは救貧院の建設に使うこと」を課して、若干の家屋敷をカンパニーに遺した。同じく、ぶどう酒商の Christopher Buckle も、「St.Sepulchre, St.Leonard Eastcheap, St.Mary at Hill の教区の貧者に、教区委員の裁量で分配されるべく」、すべての土地、家屋敷をカンパニーに遺贈した¹⁶⁾。

この時代、極めて多くの人々が負債によって Marshalsea, King's Bench, Ludgate, Newgate, Compters などの監獄に収容された。それらの人々を救済するために、また、商売を始めるカンパニーの貧しい若者成員を援助する目的で貸付資金を遺すことも頻繁にみられた。毛皮商の Thomas Hunt は、1557年に多額の地代をあげる土地の購入に彼の不動産を遺贈し、その収入からカンパニーの若者成員に3年間 £20 を、年 10s. を監事と役員に支払うことを条件に、そして収益が £400 に達したら20人にそれぞれ £20 づつを貸し与えるよう指示した。また、Laurence Atwell は1588年に、貧しい人々、特にカンパニーの成員が仕事に就くために、1592年には Wolstan Dixie が、4人の若いマーチャント・アドヴェンチャラーズ、及びカンパニーの成員に 50Li. づつ 3 年間、10人のカンパニーの若者に同じ条件で貸与すべく £500 をカンパニーに寄贈した。支払われたそれぞれの利子から St.Michael Bassishaw の貧者に 5marks 分の石炭が分配された。その他、毛皮商カンパニーの遺書録には Thomas Audeley, Robert Bateman, Matthew Bateson, William Cockayne ら 7 人の若者への資金貸与の遺贈が記されている¹⁷⁾。

学校の建設・維持や奨学金の支給によって、カンパニーは教育の促進にも貢献した。Oxford や Cambridge 大学で学ぶ学生に奨学金を与え、書物を提供し、さらに彼らが学士の資格を得るために費用を支援し続けた。金細工師カンパニーは、Cheshire の Stockport と Norfolk の Cromer に中等学校を維持していた。前者は1487年に Sir Edmund Shaa の、後者は 1505年の Sir Bartholomew Read の遺書で言及された¹⁸⁾。

幹線道路や橋の維持・修理への遺贈もあった。1550年に洋服仕立商の Wilford が、1565年に小間物商の Richard Crymes が、1567年に洋服仕立商の Thomas Thomlynson が道路の補修に、そして、毛織物製造業者 clothworker の John Watson は、1555年に市の水道管と用水路の維持・修理に寄贈した¹⁹⁾。その他、食料品雑貨商の Robert Awsten, 料理人の John Wilcockes, 小間物商の Richard Crymes ら少額の寄贈が成員やその妻の葬儀のディナー又は飲食を提供するためといった目的で、頻繁に行われた²⁰⁾。

1) Wills, pp. 717-9.

2) Herbert, W., op. cit., vol. II, p. 496. なお、Stow's Survey of London, pp. 103-4. には、「Ri

- chard Hils は、1560年にカンパニーに Tower Hill の何軒かの小さい小屋のある土地を寄贈し、14人の寡婦のための立派な救貧院を建てた。」とある。1637年にカンパニーは、さらに12人の貧しい寡婦の収容施設として12軒の救貧院の増築を決めた。
- 3) 1358年に市長を勤めたぶどう酒商の John Stodie は、多くの貧しい人々のために救貧院を設立すべく土地を遺贈した。Stow's Survey of London, p. 97. Wills, p. 191.
 - 4) Wills, pp. 675-6, 725-6. Herbert, W., op. cit., vol. II, p. 635.
 - 5) Wills, pp. 668-9.
 - 6) Lambert, J. J., op. cit., pp. 234, 348, 352. Herbert, W., op. cit., vol. II, pp. 332-5, 350.
 - 7) Herbert, W., op. cit., vol. II, pp. 256-7. Wills, p. 670-1.
 - 8) Stow's Survey of London, pp. 99, 101, 104. Wills, p. 698-1700
 - 9) Stow's Survey of London, pp. 102, 134. Wills, pp. 579, 717-9. 1593年に Thomas Russell は、地代をその救貧院の貧しい被収容者に割当てた。
 - 10) Wills, p. 697.
 - 11) Wills, p. 693-14, n. 1.
 - 12) Wills, pp. 662-14, 769. Herbert, W., op. cit., vol. II, p. 615. 1571年のカンパニーの補佐役会議事録 court minutes に、「To the iiii poore folks that dwellyth in Mr.Lowyn's Re nts, called the Almes-howssis, for halfeyear's pencion, dewe to them at or Lady-1 day, in Lent, 1571」との記述がある。p. 601.
 - 13) Wills, pp. 669-170, 689.
 - 14) St.Bartholomew's Hospital は、Henry I世の治世に修道院と一体の施設として創設された。14世紀に William de Arundell, Robert Newcomen ら多くの寄進礼拝堂の設置に伴う土地の寄進を受け、1423年には Richard Whittington の遺贈により修理された。その構成員は16世紀には1人のマスターと4人の chaplains, 即ちマスター補佐, curate, hospitaller, Newgate の囚人の訪問者から構成された。1547年に施療院は国王から London 市に譲渡された。V. C. H., London, pp. 520-13.
 - 15) Herbert, W., op. cit., vol. II, p. 640. Wills, pp. 654-15, 683, 687, 719, 757, 765, 769, 62 ff.
 - 16) Wills, pp. 657-19, 673-4, 701, 713-4. Lambert, J. J., op. cit., p. 348. Herbert, W., op. cit., vol. ii, pp. 371, 373.
 - 17) Herbert, W., op. cit., vol. II, pp. 635, 640. Wills, p. 710.
 - 18) Herbert, W., op. cit., vol. II, pp. 252, 254.
 - 19) Wills, pp. 666-17, 683-5, 674, 695.
 - 20) Lambert, J. J., op. cit., p. 353. Wills, pp. 676-7, 678, 683-4.

(5) 営業独占の崩壊

リヴァリ・カンパニーは、15世紀からみられた合同、吸収・合併により、毛織物商カンパニーなどとりわけ富裕な商業的カンパニーでは、次第にその名称で示される職業のみを代表する緊密に結び合った組織から遊離し、16世紀初めまでには、「純粹にビジネス・ソサイエティであることを止めつつあった」¹⁾。16世紀、合同、吸収・合併の進展はカンパニー内部の職業の多様化をもたらし、世紀末までには職業と結びついたカンパニーの管理上の活動が縮小、弱化す

るなどカンパニーの変質に大きな影響を及ぼした。

カンパニーの合同、吸収・合併は、主に一群のクラフトの中の商業と雇用の機能を掌握したクラフトが、他の諸クラフトに対する支配権を獲得する、又は純粹に商業的クラフトが、経済的に支配することになった手工業クラフトを吸収するという形態をとって進められた。前者の動きは既に14世紀に明確にみられ、16世紀半ばまでには全国に拡がった。ナイフの製造は刀身を作る刃物鍛冶 bladesmiths、柄をつける刃物屋 cutlers、鞘を作る鞘師 sheathers の3つの異なるクラフトによって分担された。完成品を売るのは刃物屋であった。そこで刃物屋は、商人であり、雇主であるという二重の利害に基づき、グループ内の他のクラフトに対し、商業的機能の吸収によって確保した経済的支配力に照応する監督権を獲得し、1415年に国王の勅許状によって法人格を許可されたカンパニーの地位を獲得した²⁾。

鞣皮商カンパニー Leatherseller's Company が、白鞣工、手袋製造工、財布屋、袋物師を吸収したのは後者の例であった³⁾。1479年に白鞣工はその数が「如何なる監事をも選出しなかつた」程に少なくなったという理由で、市長から鞣皮商に合併する許可を得て、「その会計帳簿を共にし、かつ制服を我々 [鞣皮商] と同一なものとなした」。さらに、1498年に「それぞれ別個の二個のクラフト」であった財布屋と手袋製造工とが、「人数及び財産状態共に」衰退したという理由で合同する許可を得、それは1502年に鞣皮商に吸収された。1517年には袋物師もまた、「鞣皮商の名称に変形され、変質され」た。手袋製造工らは鞣皮商に原材料の供給を依存していた。また、小間物商が1500年にハット製造工とキャップ製造工の組織を吸収し、さらに後にはフェルト帽子製造工、ピン製造工をも吸収したのも同様の例であった。小間物商はハット製造工とキャップ製造工、ピン製造工らの手工業者に仕事を与え続けた。いくつかの従属的なクラフトを統合する、純粹の商業組織とは区別されるこのような商業組織は16・7世紀を通じてありふれたものになった。

その他、16世紀には多様な形態の合同、吸収・合併があった。1528年に結成された毛織物仕上工カンパニーは縮絨工と剪毛工の合同によるものであったし、魚商カンパニーは、もともと干魚商 stock-fishmongers と塩漬魚商 salt-fishmongers の2つのカンパニーであったが、1536年に一つに合同したものであった⁴⁾。また、既に1365年に毛皮屋 pelteres の雇い人とされていた明礬鞣工 tawyers は、1564年に毛皮屋が彼らだけを雇うという申し合わせの上で毛皮屋カンパニーと合同した⁵⁾。

他方、Elizabeth の即位の頃から、その独立の維持を危ぶみ始めていたより小規模の組合が存在した。製帯工 girdler の一人は、1558年の遺言で、「製帯工のカンパニーが依然として製帯工のままであり、そして如何なる他のカンパニーに移属しない限り」という条件を附加して、不動産からあがる年 £4 の地代をカンパニーに遺贈した⁶⁾。

Elizabeth の治世の末までに一層顕著に見られるようになった、こうしたカンパニーの合同、吸収・合併は、「London の慣習」とあいまって、カンパニー内の職業の多様化を招き、それ

によってカンパニーの営業独占の崩壊をもたらし、同職組合的性格を喪失させる大きな要因になった。ロンドンの慣習によって、すべての市民はそのギルドに所属することなしに、彼が選好した職業に携わることが許されていたので、諸カンパニーは、それぞれが代表する職業に対していかなる排他的権利をも主張することはできなかった⁷⁾。これに対して手工業的クラフトは絶えず抗議していた。しかし、商人的クラフトにとっては非常に都合のよいものであったから、彼らは変更を認めようとはしなかった。1415年には早くも毛織物商カンパニーの成員は商人に限られず、1445年には皮革商のそれは成員中1人のみが実際に取引きを行っていたにすぎなかった。毛織物商のクラフトに従事する人々以外の加入は毛織物商の特許状に違反していなかった。Elizabeth の時代に、小規模な毛織物商は依然としてその製造や仕立、または小売業に携わっていたが、富裕な毛織物商はそれらと緊密な関わりを持っていなかった。彼らはあらゆる類の商品を扱い、あらゆる類のカンパニー、そして土地に投資した。もはや、成員のほとんどが毛織物商のミステリーと些かの結びつきもなかった⁸⁾。1624年に四季税を支払った528人の成員のうち、毛織物商として記述されたのは僅か25人で、Clothworkers, Clothmaker, hot presser として記述された者も6人のみであった。残りの成員は116人の洋服仕立商、46人の絹織布工、または絹の製造ないし販売に結びついていた他の職業従事者、18人の靴下商 hosiers、16人の家具屋 upholsters ら、そのいずれもが毛織物の製造ないし販売とは無関係の職業に就いていた。

洋服仕立商カンパニーでは、1399—1400年の組合への加入の記録から、当時においてさえも35人中、洋服仕立商として記述された者はたった9人にすぎなかった。1人の騎士、1人の教区牧師、2人のエスクワイアをはじめ醸造業者、ぶどう酒商、染色工など他の10のクラフトの成員がいた⁹⁾。1502年以降、すべての商業に解放され、多数の毛織物仕上工らを含んでいた。カンパニーの特許状では、洋服仕立商以外の者の加入を、「いかなる他のギルドの妨害なしに」認めていた¹⁰⁾。1565年に洋服仕立商 Sir Thomas Rowe はその遺書で、市内の毛織物製造工 Clothworkers、大工、タイル工、漆喰塗工、具足師カンパニーないしミステリーの、彼らのクラフトを行うことができない老人や不能者の10人の貧しい成員にそれぞれ年 £4 の年金を与えるべく、カンパニーに市内のすべての土地・家屋敷を遺贈した。これはカンパニー内部の職業の多様化を物語っていた¹¹⁾。こうした成員の職業の多様化は金細工師やしろめ工カンパニーにもみられた。1605年に金細工師カンパニーの成員には毛皮商、鋳物師、理髪・外科医、料理人らが、しろめ工カンパニーには毛織物商、手袋工、パン屋らが含まれた。絹物商カンパニーも早くに本来の職業との関連を失っていた。

他のカンパニーに移籍する者も増大した。London の慣習によって所属ギルドの変更による職業転換の自由が認められていた。こうした移籍者の増大もカンパニーの職業の多様化を促進した。毛織物商カンパニーでは、1493年から1509年の間に買戻しによる成員加入者が127人を数えた。その多くが毛織物商に無関係の者や他のカンパニーからの移籍者であった。洋服仕立

商カンパニーの1613年の規約では、「他のカンパニーへの移籍を望む者」は、組合長と監事の同意を得ることとされ、違反には罰金が科せられた。罰金に不満を持つ者は市長と市参事会員に申し出る事とされた。1517年に洋服仕立商の Reynold Newyngton は、絹物商カンパニーへの移籍を望んだが、彼の誓約の条項によって、彼は生涯他のクラフトに移籍することなく洋服仕立商の組合にとどまり、成員であり続けることを誓ったと主張して組合は同意を与えるのを拒否した。しかし、市参事会は、その誓約は London 市の Liberties に明らかに反すると宣告し、組合長と監事にその条項を規約から削除するよう命じていた¹²⁾。

カンパニー内の職業の多様化によって、カンパニーの職業との関係における機能はより一層限定されるようになり、そして一層困難になる傾向にあった。もはやカンパニーは、産業の一つの、そして同じ部門に関心を持つすべての人々から成る1つの組織ではなかった。支配層が成員の従事する職業のすべてを理解することは困難であった。毛皮商カンパニーは、「組合長、監事ら幹部が真鍮細工師、靴下商のような他の職業の人々であるが故に」、毛皮について何も知らないものに変化していた。これら「寄せ集めのカンパニー」が、専門化されたギルドが目指してきた材料や仕事の方法、労働時間や製品の品質への監督を効果的に遂行することは不可能であった。その諸生業から余所者を排除し、すべてにおいて徒弟奉公を強制することのみが「寄せ集めタイプ」がなし得たことであった¹³⁾。しかし、カンパニーは次第に余所者に対する営業をさえも認め、彼らから負担金を取立てる方向に転換した。小間物商カンパニーの1567年の規約では、余所者への職の教授を禁止し、外国人の集会を禁止したが、余所者の取引き商品に対して検査を行う規定を設けていた。毛織物商カンパニーの1576年の規約では、このフランティニティの者は、「組合長と監事の同意なしに」、いかなる余所者をも仕事に就かしてはならないことが定められ、違反には 10s. の科料が課された¹⁴⁾。

こうして、16世紀を経過したリヴァリ・カンパニーは、その同職組合としての性格を喪失し、徒弟制を維持することにのみ固執する「営業の独占なきギルド」 the Guild without Monopoly in trade となるに至った¹⁵⁾。

1) Johnson, A. H., op. cit., Vol. I, p. 160.

2) Unwin, G., op. cit., p. 25.

3) Tudor Economic Documents. ed. by R. H. Tawney and E. Power, pp99-101. Cal. Letter Bk, L, p. 164.

4) Herbert, W., op. cit., Vol. II, p. 3.

5) Unwin, G., op. cit., p. 44. 後に手工業者の毛皮屋たちが、彼らの利害が全く代表されていないという理由で、商人たちとは別のカンパニーの特許状の付与を請願した。

6) Wills, p. 671.

7) 1365年、市長、市参事会員、シェリフが市民の同意を得て、「もし、ある者がある職業において市民権を認められ、しかる後に他の職業を営むことを欲するならば、彼はそれを許されるし、またあらゆる種類の商品をいかなる妨害なしに取り引きすることが許される。」と規定した。Cal. Letter Bk, G. p. 203. この規定は商業における卸売業の自由を認めたもので、手工業・小売業における

自由を認めたものではない。

- 8) Johnson, A. H., op. cit., Vol. II, pp. 163-167, Vol. III, p. 93-97, Vol. IV, pp. 96-102,
- 9) Clode, C. M., op. cit., Pt. i, pp. 197-8.
- 10) ibid., p. 37.
- 11) Wills, pp. 686-7. Herbert, W., op. cit., Vol. II, p. 504. 彼の遺書の日付けは1569年となっており、年40Li.は、夫々のカンパニーの夫々2人に支払われた。
- 12) Herbert, W., op. cit., Vol. II, p. 420. 大工カンパニーでも他のカンパニーからの、そして他のカンパニーへの移籍を認めていた。Jupp, E. B., op. cit., p. 496.
- 13) Clapham, J., A Concise Economic History of Britain, 1951, Cambridge, pp. 255-6.
- 14) Johnson, A. H., vol. ii, pp. 323-4. 1560年の規約では、「組合長と監事の同意なしに」の部分はなかった。但し、Bachelorsの規約には明記されていた。
- 15) Clode, C. M., op. cit., Pt. I, pp. 215-223.

(6) おわりに

以上、16世紀を経過したリヴァリ・カンパニーが寄進礼拝堂没収令によりフラタニティとしての宗教的性格を喪失し、また特に世紀後半にその同職組合としての営業独占権が崩壊し、世俗化、慈善団体化の傾向を示したことを明らかにした。

宗教改革により、宗教的側面を喪失したリヴァリ・カンパニーは、16世紀後半以降にはそれ以前にもましてギルドの基本的な目的である友好的な友愛団体 friendly Brotherhoods としての色彩を強めた。多様な社会的、慈善的目的で財産を遺贈した成員の増大はそれを物語っていた。

1602-3年の毛織物商カンパニーの監事会計簿の「通常の支払い」は、総額 £137 13s. 2d. であった。その支出項目の中には、「Bartholomew 歳市において…毛織物の寸法を検査した時のディナーに」、「Ladye 歳市で毛織物の寸法を検査した時のディナーに」、「選挙ディナーのための掃除への支払いに」などの出費の他に「我々の2人の学生〔本代に〕への支払いに」、「M^r Clunnes の遺書に従って、カンパニーの貧者への支払いに」といった慈善的支出が含まれた。また、「臨時の支払い」は、総額 £374 9s. 3d. で、その支出項目は、「Cornehill の St.Peters の教区委員に、その教区の貧者に供するための支払いに」「Thomas Brackley に、その監獄からの釈放のために」、「Lady Ramseyes の遺贈の利益から、そして上級監事の手中における利益からカンパニーの貧者への支払いに」、「Cambridge のカンパニーの学生への支払いに」、「M^r Russelles による貸付金への遺贈の cc^l から、毛織物商 M^r Mallet に L^l, 同じく Humfry Clare に L^l, 同じく Richard Cullimore に L^l, 同じく Thomas Geadney に L^l を」、「毛織物商の William Adams に、Sir Richard Champion の遺贈からの支払い」、「1602年12月6日の補佐役会の規定により、カンパニーの貧者への支払い」、「M^r Thompsons の遺書により、貧者の使用のため、Cornehill の S^t Peeters の教区委員への支払い」といった慈善的支

出で占められた¹⁾。毛織物商カンパニーの慈善的出費は、1602—3年に £371 11s. 6d., 1620—1年に £496 3s. 8d., そして1624—5年には £688 1s. 11d. と絶えず増大した²⁾。若者成員への貸付は、1602—3年に毛織物商カンパニーでは総額 £3,720 にも達し、小間物商カンパニーでは1569年から1638年の間に、無利子で貸与される £2,510 もの金額を所有した。綿物商カンパニーはこの種の寄贈を少なくとも21件所有した。資本が次第に重要な要素を占めるにつれ、そして若い雇人が親方になるのが増え困難になるにつれて、多くの成功した商人たちは、自分の若い頃の労苦を記念するために、資本の不足している若い商人や資本を失った人達に無利子や低利子で資金を提供することを目的として遺産を残した。カンパニーの成員以外への施与はそれほど多くはなかった。全ての市民は何らかのギルドに所属していた。いずれの成員でない住人は余所者と呼ばれ、市民にはほとんど顧みられなかった。

カンパニー内部では、合同、吸収・合併、及びロンドンの慣習による職業の多様化が進展し、それに並行して成員の商業的機能を遂行する商人と産業的機能を遂行する手工業者（小親方）への分化、富裕な商人層による寡頭的支配が確立されつつあった。リヴァリ加入者はずっと制限されるようになった。カンパニーの運営は、組合長、監事、及び補佐役会の手に握られ、補佐役会の権限も増大した。もともと手工業のクラフトに起源を持つカンパニーや手工業的要素を含むカンパニーにおいても商人層によって手工業者は完全に従属させられていた。ある一つの商業に従事する商人と、別の商業に従事する商人とを隔てていた障壁は絶えず消滅していく傾向にあった。また、組織によって統合されていた二つの階級、商人と手工業者、の間の経済的な結びつきも緊密ではなくなくなった。手袋製造工業と羊皮紙製造工は、原材料の供給を依存した鞣皮商に従属し、他方その商品を卸で購入する小間物商と書籍文具商の労働者でもあった³⁾。

こうして、16世紀を経過したリヴァリ・カンパニーは「単なる友愛団体」、「営業の独占なきギルド」と称される団体に転化した。国王はリヴァリ・カンパニーの存在を、国家的目的のために必要とした時に前貸金を得、国内・外での軍事的サービスのための人々を提供させ、食糧不足の時に供給させる穀物の購入と貯蔵をし、その成員に懲戒的な権力を執行するのに、また、London 市は市当局に課せられた国王への上納金を分担させ、新市長就任に伴う出費や市壁の修理代などを負担させるのに好都合の集団として見なすようになっていた。穀物購入費は、1439年に Stephen Brown が市長の時に始められた慣習で、飢饉によって穀類の市場価格が高騰した場合に、適正価格で人々に穀類を供給・維持することを目的とした。1520年には諸カンパニーから £1,000 が集められた⁴⁾。また、1522年に Henry VIII 世がフランス侵攻を準備した時に、直ちにロンドンに対して上納金が要求され、市当局は £20,000 の融資に同意した。これは綿物商、食料品雑貨商、魚商、洋服仕立商カンパニーらから成る委員会によって、カンパニーに割当てられ、この時に毛織物商カンパニーは £2,210 を負担した⁵⁾。こうした上納金は、カンパニーの基金、借入金、あるいは成員の負担金から拠出された。

- 1) Johnson, A.H., *op. cit.*, vol. II, p. 496.
- 2) *ibid.*, pp. 112, 494-5.
- 3) Unwin, G., *op. cit.*, p. 107.
- 4) 例えば、毛織物商カンパニーについては、Johnson, A.H., *op. cit.*, vol. II, p. 13.
- 5) Johnson, A.H., *op. cit.*, vol. II, p. 14.